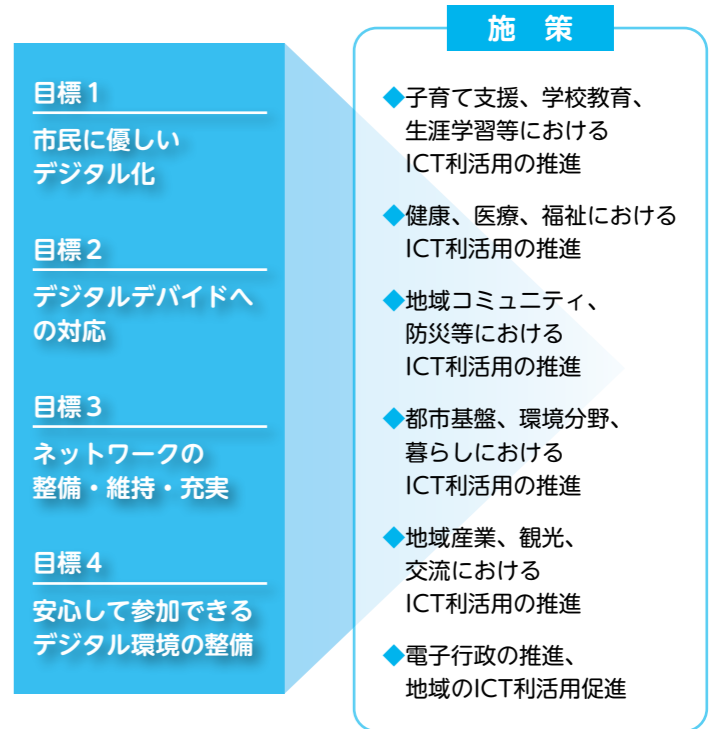


情報化のメリットを 市民の皆さんへ

行政管理課 ☎(88)9114

●市地域情報化計画の体系図



誰一人取り残さない
人に優しいデジタル化

右の図のとおり大きな4つの目標を設定し、6つの分野における情報化施策に取り組みます。

計画期間は3年間

計画期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間としましたが、本市を取り巻く社会経済の情勢や国の動向、情報化の進展状況や各施策の推進状況などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

地域情報化推進の課題

最新のICTや国の動向を踏まえ、今後取り組むべき新たな課題は、次のとおりです。

- ▼利便性のピーアールによる利用機会の向上やデジタルデバインドへの対応
- ▼行政手続のオンライン化の拡充
- ▼情報セキュリティ対策の強化
- ▼災害・防災に係る情報提供の更なる充実

毎年の評価で進捗管理

地域情報化計画の達成に向けて「地域情報化計画実施計画」を策定し、毎年、各施策の評価を行います。見直しの必要がある場合は、地域情報化計画を修正しながら、進捗の管理を行います。

「すかがわの宝物 再発見」が完成しました！

市内9地区で35件の「自慢したい、大切にしたい、残したいモノ・コト」を「すかがわの宝物」として映像化しました。映像は四季を通して撮影しており、市内の名所・旧跡や風景、伝統芸能、祭礼などバラエティに富んだ内容です。

5月中に市ホームページや市公式YouTubeなどで公開予定です。

今後も市民の皆さんの「自慢したい、大切にしたい、残したいモノ・コト」を募集し、順次映像化していきます。「これは」と思うものがあれば、エピソードを添えてお知らせください。



「里守屋三匹獅子舞」の撮影風景

☎文化振興課 ☎(94)2152

市地域情報化計画を策定

市では、公衆Wi-Fi・環境の整備や教育のICT化に向けた環境整備など、市民サービスの向上や地域活性化に取り組んできました。今後、皆さんとの協働・連携により、様々な形で情報化のメリットを全ての方が受け取れるようにするため、具体的な施策を定めた「市地域情報化計画」を策定しました。今月号では、その概要をお知らせします。

デジタル技術の活用により、一人ひとりがニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できるよう「市民の利便性向上」「行政のデジタル変革を推進し業務効率化を図る」ことを基本方針とします。

この基本方針にしたがって「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を目指し、

●国の経営所得安定対策等と市の支援策

農業経営と米価安定のために

農政課 ☎(88)9138

米価は需給バランスによって、影響を受けます。本市の令和3年産主食用米の作付面積は、飼料用米などへの転換により大幅に減少しましたが、全国的には人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響などによる米消費の減少が続ぎ、米価が下落しています。米価の下落を防ぎ、安定した農業経営を推進するため、国や市の制度を活用した非主食用米への取り組みにご協力をお願いします。

●国の経営所得安定対策

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策) 米・畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための

●表1 畑作物の直接支払交付金の交付単価

対象作物	数量払 ^{※1}	面積払(10a当たり) ^{※2}
小麦	6,510円/60kg	20,000円
大豆	8,780円/60kg	
菜種	7,280円/60kg	
ソバ	13,800円/45kg	13,000円

※1 品質・等級や品種により単価に増減があります。
※2 面積払は数量払の内金となり、当年産の作付面積が対象

●表2 水田活用の直接支払交付金の交付単価

対象作物	単価(10a当たり)
麦、大豆、飼料作物 ^{※3}	35,000円 ^{※4}
WCS用稲	80,000円
加工用米	20,000円
飼料用米、米粉用米	収量と作況に応じ 55,000円～105,000円
産地交付金	4,000円～34,000円

※3 飼料用とうもろこしを含む
※4 多年生牧草は、播種を行わず収穫のみ行う年は10,000円/10a

●表3 水田フル活用推進助成金の助成単価

対象作物	単価(10a当たり)	
大豆、飼料作物、ソバ、菜種	14,000円	
加工用米	7,000円	
加工用米(チヨニシキ)	10,500円	
新市場開拓用米(輸出用米)		
飼料用米(一般品種)	3,500円	
飼料用米(多収品種)	10,500円	
	重点推進地区(小塩江・大東地区)	21,000円

※予算の範囲内で、取り組み面積に応じて助成します。

認定農業者などを対象とする保険的制度
※令和4年産から、主食用米も事前の出荷・販売契約が要件となりました。
▼補てん額 当年産の販売収入が、標準的収入を下回ったときに、その差額の9割(畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策) 経営安定のため、畑作物を生産する認定農業者などに対して、標準的な生産費・販売価格の差額分に相当する交付金を交付)
▼交付単価 表1参照
▼水田活用の直接支払交付金 水田で麦、大豆、飼料用米、加工用米などを生産する販売

市独自の支援策

水田フル活用推進助成金 市の定める対象作物を、水田で生産する農家に対して助成
▼助成単価 表3参照

申請手続きを忘れずに

制度加入には、交付申請書などを提出する必要があります。農政課またはJA夢みななどの集荷業者(認定生産調整方針作成者)にご相談ください。

道路へのはみ出しにご注意を！

個人所有の樹木や工作物などの道路へのはみ出しは、自動車や歩行者の通行の妨げとなり、大変危険です。

特に歩道は、子どもからお年寄りまで、多くの方が利用する公共空間です。庭木や生け垣、塀の軒などが道路にはみ出さないよう、適切に管理しましょう。

また、自動車も道路にはみ出さないよう、駐車場など敷地内に収まるように停めてください。飲食店や個人経営の店舗は、お客様の自動車が駐車場からはみ出していないか注意してください。

ルールを守り、安全な道路空間を守りましょう。



☎道路河川課 ☎(88)9148